

北海道拓殖バス(株)が運行する乗合バスの運賃改定に対する

## 道民意見提出手続の意見募集要領

令和7年(2025年)10月7日

### 1 目的

道路運送法第9条第4項に基づき、十勝地域公共交通計画推進協議会 運賃協議分科会(帯広市・音更町・士幌町・上士幌町)で協議した「北海道拓殖バス(株)が運行する乗合バスの運賃」に対する住民意見提出手続に関する必要な事項を定め、当該地域に在住、通勤・通学する方等の多様な意見を反映することを目的とする。

### 2 対象路線等

北海道拓殖バス(株)が十勝管内で運行する乗合バスのうち、帯広市、音更町、士幌町及び上士幌町を走行する路線又は区間

### 3 資料の入手方法

- (1) 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課のホームページへの掲載  
(URL: <https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/236300.html>)
- (2) 以下の場所での閲覧
  - ・北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課
  - ・帯広市都市環境部都市建築室都市政策課
  - ・音更町企画財政部企画課
  - ・士幌町地域戦略課
  - ・上士幌町企画財政課

### 4 意見募集の対象となる方

- ・帯広市、音更町、士幌町及び上士幌町に在住、通勤・通学する方
- ・十勝管内在住で、当該路線を利用している方

### 5 意見募集期間

令和7年(2025年)10月7日(火)～令和7年(2025年)10月27日(月)

### 6 意見等の提出方法及び提出先

意見提出にあたっての様式は、別紙の「北海道拓殖バス(株)が運行する乗合バスの運賃改定に対する意見提出様式」によるものとします。

なお、様式に記載の事項(住所、氏名、電話番号又はメールアドレス等の連絡先、ご意見内容)が示されていれば、任意様式も可とします。

- (1) 郵便の場合 ※募集期間の最終日必着とします。  
〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地  
十勝総合振興局地域創生部地域政策課内  
十勝地域公共交通計画推進協議会事務局
- (2) ファクシミリの場合 0155-22-0185
- (3) 電子メールの場合 [tokachi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:tokachi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp)
- (4) 電子申請システムの場合 <https://www.harp.lg.jp/3Tsv3SsZ>

## 7 意見募集結果の公表

提出いただいた意見については、意見に対する考え方と共に意見募集結果を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3 資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

## 8 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、祝日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (5) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。